

5-3. 那覇市議会事務局処務規程

平成 21 年 3 月 31 日
議 会 訓 令 第 2 号

改正 平成 23 年 7 月 1 日 議会訓令第 2 号
平成 24 年 3 月 29 日 議会訓令第 4 号
平成 26 年 3 月 28 日 議会訓令第 3 号
平成 26 年 7 月 1 日 議会訓令第 2 号

平成 27 年 10 月 1 日 議会訓令第 3 号
令和元年 8 月 2 日 議会訓令第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日 議会訓令第 2 号
令和 7 年 3 月 27 日 議会訓令第 2 号

那覇市議会事務局処務規程(昭和 49 年那覇市議会訓令第 1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、那覇市議会事務局設置条例(昭和 47 年那覇市条例第 84 号)第 2 条の規定により、那覇市議会事務局(以下「事務局」という。)の組織、事務の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 事務局に庶務課、議事管理課及び調査法制課を置く。

(職制)

第 3 条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び次長、課に課長を置く。
2 必要があるときは、課に副参事、主幹及び主査を置くことができる。

(職務権限)

第 4 条 局長は、議長の命を受け、議会の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2 次長は、局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
3 課長は、上司の命を受け、課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
4 副参事、主幹及び主査は、課の事務のうち特定の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(事務分掌)

第 5 条 各課の分掌事務は、概ね次のとおりとする。

庶務課

- (1) 文書及び公印に関すること。
- (2) 予算、決算及び経理に関すること。
- (3) 議員の身分及び議員報酬、費用弁償、共済等に関すること。
- (4) 政務活動費に関すること。
- (5) 職員の人事、服務及び給与に関すること。
- (6) 儀式、ほう賞、交際及び渉外に関すること。
- (7) 議事堂の管理に関すること。
- (8) 物品の出納保管に関すること。
- (9) 自動車の運行管理に関すること。
- (10) 議長会及び局長会に関すること。
- (11) 他課の所管に属しないこと。

議事管理課

- (1) 本会議、委員会、公聴会及び正副委員長会議に関すること。
- (2) 議案、請願、陳情及び意見書等の取扱いに関すること。
- (3) 議会において行う選挙に関すること。
- (4) 会議録、委員会記録に関すること。
- (5) 議会先例に関すること。
- (6) 事務局内の各種研究会に関すること。
- (7) 各派代表者会議及び全員協議会に関すること。

調査法制課

- (1) 市政一般及び諸法規の調査、研究に関すること。
- (2) 議会及び委員会等の特命調査に関すること。
- (3) 調査資料の収集、整理、作成及び保管に関すること。
- (4) 各種の照会に対する調査及び回答に関すること。
- (5) 行政視察の受入れに関すること。
- (6) 議会の広報に関すること。
- (7) 議会図書室に関すること。
- (8) 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
- (9) 議会が行う政策の立案及び提言に関すること。

2 局長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、特定の事務について臨時に分掌させ、又は、特に命じてその事務を処理させることができる。

3 各課において、別途、業務分担表及び事業計画表を毎年度作成する。

(グループ制)

第 6 条 事務局に次のグループを置く。

- (1) 総務常任委員会グループ
- (2) 都市建設環境常任委員会グループ
- (3) 教育福祉常任委員会グループ
- (4) 厚生経済常任委員会グループ

2 局長は、必要に応じ事務局に特別委員会グループ及びその他のグループを置くことができる。

3 グループにグループリーダーを置く。

4 グループの構成員及びグループリーダーは、局長が指名する。

5 グループリーダーは、グループの業務に従事する職員を指揮監督する。

6 グループリーダーは、回議を行う際の決定権を有しない。

(グループの業務)

第 7 条 各委員会グループの業務は、当該委員会の運営に関することとし、その他のグループの業務は、局長が定めることとする。

(局長専決事項)

第 8 条 局長専決事項は、次のとおりとする。ただし、重要又は異例に属すると認める事項は、この限りでない。

- (1) 所属職員の身分調査に関すること。
- (2) 所属職員の配置及び事務分掌に関すること。
- (3) 次長の休暇等に関すること。
- (4) 次長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (5) 次長の出張命令に関すること。
- (6) 次長の職務専念義務の免除に関すること。
- (7) 議会刊行物の発行に関すること。
- (8) 1,000 万円以上 1,500 万円未満の不動産、動産等の借入れに関すること。
- (9) 1,000 万円以上 1,500 万円未満の委託契約に関すること。
- (10) 那覇市情報公開条例(平成 26 年那覇市条例第 26 号)に基づく公文書の公開又は非公開の決定(同条例第 9 条第 1 項の規定による公文書の公開又は同条例第 10 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による公開請求の拒否の決定に関するものを除く。)及び決定期間の延長に関すること。
- (11) 那覇市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年那覇市条例第 4 号)に基づく保有個人情報の開示、訂正又は利用停止等の請求に対する諾否

の決定及び決定期間の延長に関すること。

- (12) 10 万円以上の交際費に関すること。
- (13) 100 万円未満の予備費の充用に関すること。
- (14) 300 万円以上 500 万円未満の予算の流用に関すること。
- (15) 500 万円以上 1,500 万円未満の物品購入の契約に関すること。

(次長専決事項)

第 9 条 次長専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 課長の休暇等に関すること。
- (2) 課長の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 課長の出張命令に関すること。
- (4) 課長の職務専念義務の免除に関すること。
- (5) 500 万円以上 1,000 万円未満の不動産、動産等の借入れに関すること。
- (6) 500 万円以上 1,000 万円未満の委託契約に関すること。
- (7) 300 万円未満の予算の流用に関すること。
- (8) 100 万円以上 500 万円未満の物品購入の契約に関すること。

(課長専決事項)

第 10 条 課長専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 所属職員の休暇等に関すること。
- (2) 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。
- (3) 所属職員の出張命令に関すること。
- (4) 所掌事務の実施に関すること。
- (5) 文書の收受、発送及び編集簿冊の保存に関すること。
- (6) 保存文書の廃棄処分に関すること。
- (7) 議会委員会室等の使用許可に関すること。
- (8) 軽易な報告、照会及び回答に関すること。
- (9) 所掌事務に係る諸証明及び閲覧に関すること。
- (10) 歳入歳出外現金の収支命令に関すること。
- (11) 食糧費に関すること。
- (12) 支出負担行為及び支出命令に関すること。
- (13) 500 万円未満の不動産、動産等の借入れに関すること。
- (14) 500 万円未満の委託契約に関すること。
- (15) 10 万円未満の交際費に関すること。
- (16) 100 万円未満の物品購入の契約に関すること。

(17) その他軽易な所掌事務の処理に関する事。

(準用)

第 11 条 この規程及び別に定めるもののほか、事務局の処務に関し必要な事項は、市長事務部局の例による。

2 職員の給与、勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件及び職員の任免、分限、懲戒、服務、人事評価その他身分取扱いについては、市長事務部局の職員の例による。

付 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 29 日議会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 3 月 28 日議会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 26 年 7 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 27 年 10 月 1 日議会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

付 則(令和元年 8 月 2 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、令和元年 8 月 19 日から施行する。

付 則(令和 5 年 3 月 31 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和 7 年 3 月 27 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[改正履歴]

○ 令和 5 年 3 月 31 日（令和 5 年議会訓令第 2 号・4 月 1 日施行）

局長、次長及び課長の専決事項に、「不動産、動産等の借入れに関すること」を追加。

令和 5 年 4 月 1 日から那覇市個人情報保護条例（平成 3 年那覇市条例第 21 号）が廃止され、新たに那覇市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年那覇市条例第 4 号）が制定されることに伴う引用条例の改正（新第 8 条第 11 号）。

○ 令和 7 年 3 月 27 日（令和 7 年議会訓令第 2 号・4 月 1 日施行）

市長事務部局において、これまでの「那覇市市長事務部局等職員の人事評価実施規程」を廃止し新たに「那覇市人事評価実施規程」を制定することとなった。

地方公務員法第 23 条の 2 第 2 項の規定によると、人事評価に関し必要な事項は任命権者毎に定めることとされており、議会事務局職員の人事評価についても市長事務部局に準じて取り扱うこととするため、那覇市議会事務局処務規程（準用）第 11 条第 2 項の文言に「人事評価」を追加する改正を行った。